

中小企業金融円滑化法が、平成25年3月31日までの1年間に限り再延長されました！

金融機関は、引き続き、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行います。また、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携して、中小企業等の経営改善支援や事業再生支援に取り組みます。

さらに、内閣府、金融庁、中小企業庁は、「中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成24年4月20日公表）を通じ、中小企業者等の皆様の経営支援等に向けた環境整備に取り組んでまいります。（詳細は裏面をご覧ください。）



金融機関による コンサルティング機能の一層の発揮について

金融機関には、

- ①取引先の経営課題の把握、分析
 - ②経営課題の解決策の提案、経営再建計画の策定支援
 - ③解決策の実行、進捗状況の管理・モニタリング
- といった、「コンサルティング機能」を発揮して、中小企業の経営支援を行うよう求めています。



中小企業等に対する支援措置について

金融機関は、全国の中小企業再生支援協議会や企業再生支援機構、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等の外部機関と連携して、中小企業等の経営改善支援や事業再生支援に取り組みます。

☆ 金融庁において、以下の「相談窓口」等を設置しております。

金融庁 金融サービス利用者相談室（月～金（祝日を除く）午前10時～午後5時）
：0570-016811（ナビダイヤル）、03-5251-6811（IP電話、PHS用）

☆ 相談窓口、金融庁の対応等の最新情報は、以下のインターネットからご覧になれます。

（金融庁HP） <http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>



「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた 中小企業の経営支援のための政策パッケージ」 (平成24年4月20日公表)

金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融庁は、以下の施策を実施します。

- ・ 各金融機関に対する、中小企業に対する具体的な支援の方針や取り組み状況等についての集中的なヒアリング（「出口戦略ヒアリング」）
- ・ 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨の監督指針への明記

企業再生支援機構（機構）及び中小企業再生支援協議会（協議会）の機能及び連携の強化

内閣府、金融庁、中小企業庁は、緊密に連携して以下のような施策を実施します。

- ・ 機構における、① 企画・業務統括機能の強化、② 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直し、③ 専門人材の拡充、④ 協議会との連携窓口の設置
- ・ 協議会における、① 案件の処理期間の大幅短縮化、② 専門人材の確保・人員体制の拡充、③ 最適な解決策の提案など相談機能の充実
- ・ 協議会と機構の連携強化による、① 中小企業の支援の手法等に係る改善や指針等の策定、② 案件の相互仲介ルールの策定、③ 協議会や金融機関に対する専門人材の紹介体制の構築
- ・ 機構・協議会・中小企業再生支援全国本部との間の「連携会議」の設置

その他経営改善・事業再生支援の環境整備

内閣府、金融庁、中小企業庁は、以下のような施策を実施します。

- ・ 協議会と機構を核とした「中小企業支援ネットワーク」の構築
- ・ 事業再生ファンドの設立の促進

☆ 政策パッケージの詳細については、金融庁ウェブサイトをご覧ください。

(金融庁HP) <http://www.fsa.go.jp/news/23/ginkou/20120420-2.html>

内容に関するお問合せ先： 内閣府 03-5253-2111（代表）
金融庁 03-3506-6000（代表）
中小企業庁 03-3501-1511（代表）